

「古琉球」関連施設整備事業（浦添城跡・伊祖城跡周辺地域）

観光 Wi-Fi 整備業務委託契約書（案）

浦添市長 松本 哲治（以下「甲」という。）と、●●●●（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

件 名	「古琉球」関連施設整備事業（浦添城跡・伊祖城跡周辺地域） 観光 Wi-Fi 整備業務委託
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和 3 年 3 月 12 日（金）まで ※Wi-Fi整備については令和 2 年 12 月 18 日（金）まで
契 約 金 額	●●●●●●●●円 （うち消費税及び地方消費税の額●●●●●●●●円）
納 品 場 所	浦添市役所観光振興課
契 約 保 証 金	浦添市契約規則第 6 条の規定による

（総 則）

第 1 条 乙は、頭書記載の業務委託契約に関し、この各条項に定めるもののほか、別紙の『「古琉球」関連施設整備事業（浦添城跡・伊祖城跡周辺地域）観光Wi-Fi整備業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）及び浦添市契約規則（昭和55年1月30日規則第4号）に従い、履行期間内に納品しなければならない。

2 この契約に定めるもののほか、疑義が生じたとき、又は必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（委託業務工程表及び管理技術者等）

第 2 条 乙は、この契約後 7 日以内に仕様書に基づいて工程表を作成し、甲に提出して承認を受けなければならない。

2 乙は、管理技術者を定め、その旨を業務工程表の提出の際に甲に提出しなければならない。また、甲は、乙の管理技術が業務の実施に著しく不相当と認めるときは、受託者に対し、その理由を明示してその交替を求めることができる。

（権利義務の譲渡等）

第 3 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括再委託等の禁止）

第 4 条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(損害のために生じた経費の負担)

第5条 業務の遂行にあたり発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、その日から起算して10日を経過した日までに、甲に対して業務完了届および業務実績報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項に業務完了届および業務実績報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品の検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく当該成果品を甲に引渡すものとする。

6 業務委託料は、乙の報告をもって減額確定することができるものとする。

(遅延損害金)

第7条 乙が納品期限までに成果品を納品しないときは、契約金額につき、納品期限の翌日から履行までの日数に応じ、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払わなければならない。ただし、甲の責め又は特別の理由があるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(天災などによる遅延)

第8条 天災その他やむを得ない自由によって、納品期限までに成果品の納品ができない場合には、乙は甲に対してその理由を付けて期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項に基づく申し出が正当と認められるときは、延長を認めることができる。この場合、延長期限は両者協議のもと決定する。

(代金の支払い)

第9条 甲は、第6条の検査を完了したときは、乙の請求のあった日から30日以内に支払いをしなければならない。

(契約の解除及び損害賠償)

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、無催告により契約を解除し、甲が受けた損害の賠償を請求することができる。

(1) 契約の締結又は履行について、不正行為があったとき。

(2) 乙の責に帰すべき理由により期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(4) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲と乙が協議して定めるものとする。

(委託業務内容の契約不適合)

第11条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、不適合の事実を知ったときから1年以内にその旨を通知し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、成果物を引き渡した時において、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは適用しない。

- 2 甲は前項の契約不適合の修補に代え、乙に対し損害賠償の請求をすることができる。

(著作権及び版權)

第12条 本契約の仕様書に基づき作成した報告書等の著作権及び版權は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び版權を除き、甲に帰属する。また、乙や第三者がこれらを利用する場合は、甲に利用許諾を得る等の必要な権利処理を行うものとする。

(委託業務の調査等)

第13条 甲は、必要に応じ、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(遵守義務)

第14条 乙は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、浦添市個人情報保護条例（平成11年条例第15号）第41条第1項の「実施機関の所掌する事務の処理の委託を受けた者」として、同条例に規定する義務を有するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者の記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市長 松本哲治 印

乙